

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローにおける随意契約の
公表に関する要領

制定 平成27年12月18日

(公表の対象)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）がOCVB会計規程第45条の規程（昭和51年10月20日規程第41号）により締結した随意契約のうち支出の原因となる契約であって、沖縄県からの委託事業に係るものについて、公表を行うものとする。

(公表の内容)

第2条 前条の規定による公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約の物品・役務等の名称
- (2) 契約日
- (3) 契約金額
- (4) 随意契約の根拠法令
- (5) 契約の相手方の選定理由（価格以外の条件により選定した場合は具体的に記載）
- (6) 契約相手方の名称・住所

(公表の時期、期間及び方法)

第3条 公表は随意契約の締結後、四半期毎に行うものとし、以下に定める期日までに行うものとする。ただし、平成27年度に係る随意契約については、一会計年度分をまとめて平成28年5月末までに公表するものとする。

- (1) 第1四半期分毎年8月末まで
- (2) 第2四半期分毎年11月末まで
- (3) 第3四半期分毎年2月末まで
- (4) 第4四半期分毎年5月末まで

2 公表はOCVBのホームページに掲載（別紙様式）する方法により行い、契約年度の翌年度末までの間、行うものとする。

(公表の対象外とする契約)

第4条 以下に定める契約は、公表の対象外とする。

- (1) 少額随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）に該当する契約
- (2) 電気、ガス、水の供給を受ける契約
- (3) 電気通信役務の提供を受ける契約
- (4) 後納郵便に係る契約
- (5) 土地・建物の買入れ又は借入れに係る契約

附則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。